

## ガイドライン関連三法案に反対する意見書

現在、国会で審議中のガイドライン（日米防衛協力のための新指針）関連法案は、憲法の原則である恒久平和、主権在民、基本的人権、議会制民主主義、地方自治のすべてに重大な影響を与えかねないものです。

とりわけ、政府が「地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる」と決めた「対応措置」は、各自治体が管理している空港・港湾施設の利用、病院等の公共建物、公営バス・救急車等の使用、水の供給、汚水処理など米軍の後方地域支援を義務づけようとしており、地方自治にとって重要な問題であります。

また、アメリカの軍事行動に地方自治体の施設等が使用される条項が法律に盛り込まれるのは戦後初めてのことであります。さきの大戦において国内で唯一住民を巻き込んでの地上戦に見舞われ、甚大な犠牲をこうむった県民の平和に対する願いには根強いものがあり、軍事による紛争解決は全く受け入れがたいものです。

北谷町は米軍の上陸地点になり、終戦直後は全町域が米軍の基地とされました。現在でも町域の約57％に、アジア最大の嘉手納飛行場等の基地が占めています。そのため、基地からの爆音や廃油等の流出、米兵犯罪、交通事故など基地被害は絶えることがありません。

基地の整理縮小は町民の願いです。「ガイドライン関連三法案」の成立によって、米軍基地は固定化、強化され、町民のこの願いはますます遠のくことは明らかです。

よって、北谷町議会は、「ガイドライン関連三法案」の立法は慎重に行うよう強く要請します。以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出致します。

平成11年3月29日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

自治大臣

防衛庁長官

防衛施設庁長官

外務省沖縄大使

那覇防衛施設局長